

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価支援等業務委託事業者
選定委員会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式による八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価支援等業務委託事業者の選定にあたり、選定手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定方法)

第2条 事業者の選定は、事業者が提出する提案書及びプレゼンテーション等により選定委員会において行うものとする。

(提案の募集)

第3条 事業者への提案募集に関する事項は、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価支援等業務に係る提案応募要領等により示すものとする。

(選定の基準)

第4条 事業者の選定については、下記のとおり行うものとする。

- (1) 事業者を選定するための基準、欠格事由については「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価支援等業務委託事業者選定基準」(以下「選定基準」という。)に定めるものとする。
- (2) 事業者の選定の基準は選定基準のとおりとし、提案書の内容をもとに総合的に判断する。
- (3) 選定結果については、提案書等の提出者全てに通知する。

(業務の委託)

第5条 委員会で選定された事業者に対して当該業務を委託する。なお、委託業務の内容は、提案書の内容に限定されることなく、委託契約書によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月23日から実施する。
- 2 この要領は、委託契約締結日にその効力を失う。